

ISO14001の認証取得範囲

本基準の適用範囲のうち、ISO14001の認証取得対象となる範囲を下記に明確化する。

| | |
|-------|---|
| 対象事業所 | 本社（埼玉県 新座市 北野 3-6-3） |
| 対象企業 | サンケン電気株式会社 |
| 対象者 | 対象事業所に常駐的に配属されて業務を行う者。したがって、これに該当する者は、人材派遣会社からの派遣者、関係会社からの出向受入者、アルバイト・パートタイマーであっても対象者となる。環境管理基準（環境基準）における「従業員」とは、この対象者をいう。 |
| 対象活動 | 対象者が対象事業所と環境影響先の一方又は両方に関連して展開する活動。 ・半導体製品、小型変圧器の設計・開発 |
| 除外の有無 | 対象範囲において ISO14001 認証取得範囲から除外する組織/設備/活動はない。 |
| 環境影響先 | 当社が環境影響を及ぼすことができる主な相手先は、以下のとおり。 ① 対象企業の対象事業所以外の拠点（営業拠点など） ② 当社製品を製造する工場（関係会社/製造委託先） ③ 事業活動のために必要な物品（部品材料/用品/化学物質/電力/燃料など）の購入先 ④ 事業活動のために必要なサービス（当社製品・人員・物品の運送/構内警備/構内作業/設備・機器の保守点検/環境分析など）の委託先 ⑤ 出荷後の当社製品に関わる企業/消費者（販売業者/機器メーカー/機器使用者/廃機器の取扱業者と処分場など） ⑥ 当社から排出される廃棄物/有価物の取扱業者と処分場 ⑦ 従業員の家庭 |